

葛西海浜公園

かさいかいひんこうえん

東京都江戸川区



上空から見た葛西海浜公園



[登録番号] 2357

[登録年月日] 2018年10月18日

[面積] 367ha

[湿地のタイプ] G: 潮間帯の泥質、砂質、塩性干潟

[保護の制度] 国指定鳥獣保護区特別保護地区
[国際登録基準] 4、5、6

湿地の概要

東京湾の湾奥、荒川と旧江戸川の河口に位置する葛西海浜公園付近には、かつて広い干潟が存在し、海苔養殖やアサリ・ハゼ等の沿岸漁業が盛んに行われていた。しかし、開発に伴う埋め立て等によって失われ、一部の浅瀬(「三枚洲」)を残すのみとなっていた。

人工砂浜・干潟を整備し、豊かな自然生態系を保全・再生し自然観察や海辺のレクリエーションを楽しむ場として、1989年に「葛西海浜公園」が開園した。整備にあたっては、残された干潟の保全を目的としたU字型の導流堤を設置し、

「西なぎさ」と「東なぎさ」の2つの人工海浜を造り出した。

「西なぎさ」には山砂が、「東なぎさ」には浚渫砂泥がそれぞれ投入されている。両なぎさは自然干潟の「三枚洲」に連なり、この「三枚洲」も登録範囲に含まれている。

「西なぎさ」は海辺のレクリエーションの場として、「東なぎさ」は鳥類や魚介類等の生息の場として位置づけられている。高度に開発された都市における生物多様性の保全、都市と自然との共生が成り立っているモデルケースとして国際的にも極めて重要な湿地である。



湿地にかかわる動植物

鳥類は126種以上が確認されている。干潮時には水深4m以浅の干潟が広がり、二枚貝類、甲殻類、多毛類などの多くの生物が生息する。また、遠浅の干潟は魚類の産卵場や稚魚の育成の場としても重要な役割を果たしている。河口に位置していることから、マルタやニゴイなどの淡水魚、スズキやアユなどの回遊魚も見られる。なぎさの陸域部分では、テリハノイバラなどの木本類やイソヤマテンツキ等の海岸植生が確認されている。

冬になると多くの渡り鳥が集団で飛来し、採餌や休憩の場、ねぐら等として利

用するなど、渡り鳥の越冬地として重要な区域となっている。特にスズガモやカンムリカイツブリは、アジア地域個体群の1%以上が飛来している。他にもマガモ、ヒドリガモ、キンクロハジロ等のカモ類がみられる。また、環境省レッドリストで絶滅危惧II類に掲載されているコアシサシについても、国際的にも重要な生息地となっている。

東なぎさは、鳥類や魚介類等の生息に重要な保護区として人の立ち入りが制限されている。



東なぎさの様子



スズガモ群れと飛翔

保全・管理の取組

東京都では、葛西海浜公園の自然環境の保全とさらなる利活用を目指し、関係団体と行政が相互に連携・協力するための指針として、また、ラムサール条約第3条第1項に規定される保全や利用に関する計画策定等に相当するものとして、2021年3月に「葛西海浜公園保全活用計画」を策定した。また、2018年に、干潟の保全や利活用に関する意見交換を行うこと等を目的にこの地域で活動する団体

等が参加する「葛西海浜公園 海の保全活用懇談会」を設置し、条約湿地に登録された後も、保全活用計画の中で掲げた目標の実現に向け、定期的を開催している。

また、干潟に飛来する野鳥の観察や、里海文化や干潟の役割についての展示など環境学習や普及啓発・情報発信の拠点となるビジターセンターの整備事業を進めているほか、両なぎさにおいて環境モニタリング調査を継続的に実施している。



西なぎさで潮干狩りを楽しむ人々



東なぎさでの清掃活動



モニタリング調査の様子

ワイズユースの取組

大都市に近接したアクセス良好なラムサール条約湿地であるという特徴を持つため、人々が立ち入ることのできる西なぎさでは、年間を通じてスポーツカイト、バーベキュー、野鳥や干潟の生き物の自然観察会等多くのレクリエーション活動が行われており、葛西沖で昔から行われてきた潮干狩りも毎年多くの人々が楽しんでいる。その他にも、貴重な自然環境を守るため、多くの団体や人々により干潟の清掃活動が行われている。夏場には

海水浴体験を実施する等、海に親しむイベントが年間を通じて行われている。

公園では、葛西の里海としての歴史や文化を知る地域に根差した団体や人々も活動しており、希少な生物の保全活動や研究調査が実践されているほか、竹ひびの設置、投網体験、アサクサノリの養殖及び海苔すき体験等、漁業文化を継承する活動も行われており、干潟の恵みとなる生き物の保全に関するノウハウが継承されている。

関連自治体

東京都港湾局 ☎03-5320-5578

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注) 魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

葛西海浜公園 (かさいかいひんこうえん)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 東京都

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03